

記 録

令和 2 年 1 2 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 2 年 1 2 月 2 5 日 (金)

令和2年12月農業委員会定例総会議事録

令和2年12月農業委員会定例総会を令和2年12月25日（金）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（13名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
10番	溝口秀樹	11番	海野善文
12番	寺原勝	13番	安藤嘉弥
14番	田原千春		

欠席委員（1名）

9番 山本孝志

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
21番	菊田泰徳	22番	山口佐知男
23番	安藤政廣	24番	児玉恭司
25番	直野廣義	26番	黒木和男
27番	黒木義行	28番	赤木康
29番	矢野陸男	30番	橋口泉

事務局出席者

事務局 長 黒木秀樹 事務局 長 補 佐 斧 由美
農地係 長 野別浩三

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

6番 12番

日程第2 議案第72号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第73号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第74号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第75号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第76号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第77号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について

議案第78号 非農地証明願いについて

議案第79号 農地のあっせん申出について

議案第80号 農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について

報告第50号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第51号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第52号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第53号 農地改良届について

報告第54号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

6 番 印

1 2 番 印

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

- 議長 | それでは、ただいまから令和 2 年日向市農業委員会 1 2 月定例総会を開会します。
- なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定してください。それから、発言をされる際は、議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障を来しますので、よろしくお願ひします。
- それでは、まず、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 6 番委員、1 2 番委員を指名します。よろしくお願ひします。
- 次に、日程第 2、議案審議に入ります。
- まず、議案第 7 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。
- それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 事務局です。
- お手元の資料の 2 ページからをご覧ください。
- 番号の 1、土地の所在地が日向市大字平岩で、畑で地積が 1 7 5 m²の土地外 3 筆で、畑の合計が 4 筆、4 2 2 m²です。譲渡人が共有者 3 名です。共有者 3 名の内訳は、5 ページに記載しております。ご確認ください。譲受理由、譲渡理由ともに贈与ということです。この 2 人、親戚でも兄弟でもないのですが、お話を聞いたところ、譲受人がご自分の山に行ったところ、この譲渡人のお一人が出てこられて、あなたの山の近くに農地を持っているんだけども買ってもらえないかということと言われたそうです。これが譲受人としては、いや、買わないよと言ったら、じゃ、もらってくれということで、今回の贈与の申請となったとのことです。
- 譲受人については、今年も何件か農地法第 3 条の申請があつて、許可をいただいている方です。経営面積も 4 万 3, 2 2 7 m²ありまして、農地法第 3 条の規定による申請でございます。また、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しません。
- 続きまして、2 番、土地の所在地が日向市大字平岩で、地目が田、地積が 2, 0 8 2 m²です。この譲受人は、先ほどの番号 1 の譲受人の配偶者になります。ご事情は先ほどと一緒にです。もらってくれということでもらうということで、配偶者も自分の農地が欲しいということで、今回ご夫婦で話し合つて、この農地については配偶者がもらうことになりました。
- 農地法第 3 条の規定による申請でございます、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しません。
- 続きまして、3 番、日向市東郷町の土地 2 筆です。田の合計が 2 筆で 2, 7 7 2 m²です。譲受人が譲渡人の子になります。譲渡人が農業者認定をもらうときに農地を借りていたんですけれども、子に少しずつでも農地を譲りたいということで、今回の申請になりました。譲受人、経営移譲を受けて、今現在、近隣役場でご勤務をされておりますけれども、5, 8 5 7 m²耕作されております。
- 農地法第 3 条の規定による許可申請でございます、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当いたしません。
- 続きまして、4 番、所在地は日向市大字日知屋で、地目が田、地積が 9 3 9 m²です。今回については、所有権有償の売買となっております。譲受理由は規

記 録

事務局	<p>模拡大をするため、譲渡理由は譲受人からの要望で今回売買となったとのこと です。譲受人につきましては、ご住所は日向市大字財光寺ではございますが、 農業は日向市大字日知屋で、中間管理事業等で農地を借りて農業をされている 方です。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による申請でございまして、農地法第3条第2項 の各号には該当いたしません。</p> <p>続きまして、5番、土地の所在地が日向市東郷町山陰の2筆で、田の合計が 2筆の1, 895㎡です。今回は所有権有償の売買でございます。譲渡人が高 齢につき、今回もう農業を廃止するとのこと、譲受人がこの農地を買い取っ て耕作するということの申請でした。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による申請でございまして、農地法第3条第2項 の各号には該当いたしません。</p> <p>続きまして、6番、土地の所在地が日向市大字富高、地目が畑、地積が22 7㎡です。譲受人におかれましては、富高で商店をされながら農業をされてい ると聞いております。こちらも譲受人の規模拡大と、譲渡理由が譲受人からの 要望で売買が調ったということ、</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、農地法第3条第 2項の各号には該当いたしません。</p> <p>以上6件、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号1及び番号2担当の4番委員及び28番委員から、補足があ れば説明をお願いします。</p>
4番委員	<p>特にございません。</p>
28番委員	<p>28番です。</p> <p>地区外であり分らないんですけども、ここの2枚ですけども、現況 がどうなっているかとは気になりました。特に2番が2反と広いので、この地 区に2反の広い田があるのかなということ、この辺の面積とか合っているん ですか。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>この地区につきましては、地籍調査がまだ終了しておりませんので、正確な 面積は分かりませんが、農地法第3条の申請の場合には、台帳面積で申請を行 うこととなっていますので、この面積で正しいと思われま。</p> <p>すみません、こちらの現況につきましては、航空写真とか税務課の課税台帳 で確認はしましたけれども、明らかに田ではないと言い切れるほど荒れている わけではないみたいです。</p> <p>以上です。</p>
28番委員	<p>すみません、経験が浅いものですからもう一点、属人でいくのか属地でいく のかだと思っておりますけれども、この場所は私の管轄地域じゃないので、属人が いいのか属地がいいのかというのは疑問があるんですが、できればその地区の 方がやったほうがいいのかという気がしましたので、参考までに。</p>
議長	<p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今、28番委員から、申請する場合の担当農業推進委員が属人なのか属地な</p>

記 録

- 事務局 | のかということでご質問があったんですが、通常であれば、原則、農地法第3条の場合には、申請人のご住所の担当委員にお願いしているところではございますが、しかし、実際のところ、これまでの議案書の中では、必ずしもそうでなかった例もありました。やはりその担当委員よりも、申請地が属する土地の委員のほうがより正確に説明ができるという場合には、それはもう事務局にそういうことでご相談いただければ、担当農業委員に連絡をして、申請地の属する委員に現況の確認とか説明をお願いすることもできますので、原則は原則ですけれども、それを变えることも当然できますので、その際にはまた遠慮なく事務局にご相談ください。よろしくお祈いします。
- 議長 | よろしいでしょうか。
今後、こういう案件がありましたら、現況を報告していただくようにします、事務局に。よろしいでしょうか。
それでは、次に、番号3の担当の6番委員及び18番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 3番委員 | 3番委員です。別に問題ありません。
- 18番委員 | 18番です。別に問題ありません。
- 議長 | ありがとうございます。
次に、番号4担当の3番委員及び27番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 3番委員 | 3番委員です。この田は、もう以前から譲受人が耕作しており、今回2人の話し合いで売買が成立いたしました。別に問題ありません。
- 27番委員 | 27番委員です。ただいま3番委員からの説明があったとおりです。何も問題ないと思います。
- 議長 | ありがとうございます。
次に、番号5担当の6番委員及び30番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 6番委員 | 6番委員です。譲受人は、大型機械を備えて精力的に農業を営んでいる農業者です。別に問題ありません。
- 30番委員 | 30番委員、問題ないです。
- 議長 | ありがとうございます。
次に、番号6担当の7番委員及び21番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 7番委員 | 7番委員、別に問題ありません。
- 21番委員 | 21番委員です。私も初めての推進委員ということで、一応現場を確認してきました。問題ありませんでした。
- 議長 | ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はござ

議長	<p>いませんでしょうか。 それでは、ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第73号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。 お手元の資料の7ページをご覧ください。 議案第73号「農地法第4条の規定による許可申請について」。番号1、土地の所在地が日向市東郷町山陰で、地目が畑、登記面積が88㎡です。申請人は、日向市東郷町山陰の方です。転用目的は駐車場用地とありますが、現地を確認に行ったところ、既に駐車場として転用が終了しておりました。追認の案件でございます。昨日、申請人に農業委員と県の担当と一緒にお会いして、現地確認を行いました。それによると、正確に何年何月に造ったのかというところは覚えていなかったんですが、少なくとももう10年以上前から駐車場用地だったということでした。現在、こちらをこの隣接地に開いて、その駐車場用地として使っておりますが、それ以前は別のお店をされていたそうです。そのときからもう既に駐車場用地だったということだから、少なくとも10年以上前から駐車場でした。現地確認しましたが、申請地前面は、南側は道路、北側は住宅地等で囲まれておまして、これまでこの土地が駐車場として無断転用されて、ほかの農地とかほかの方に迷惑をかけたとか、もしくは苦情等があった事例はございませんでした。また、この土地が駐車場用地になったからといって、今後もほかの方に迷惑がかかるようなことではないと思われま</p> <p>す。</p> <p>続きまして、2番です。土地の所在地が日向市美々津町で、地目が田、登記面積が483㎡です。申請人の転用目的は個人住宅です。申請人のお住まいは、この申請地の隣にご自宅がありますが、申請人の子がいらっしゃって、今回申請人が子のために家を造るための個人住宅と聞いております。この案件につきましては、先月、農振の除外で、皆さん方から問題なしと意見をいただいております。昨日、現地調査に担当委員と県の職員と一緒に行ってまいりました。前回、担当委員からもご指摘があったんですけども、483㎡にしては現地が、広いんじゃないかというところの確認をしました。地籍調査が終わっておりましたので、地籍調査の係に聞いたんですが、面積は来年でないと分からないと。なので、この申請人の代理人である司法書士事務所が測量の技術を持っておりましたので、地籍調査のポイント等を押さえてもらって測ったところ、483㎡ではなくて740㎡ほどございました。今回の申請の計画は、483ではなくて、740㎡に合わせた形で申請されております。40坪ぐらいの平屋の大きな住宅から特に740㎡に増えましたけれども、全て住宅用地として使用することです。</p> <p>2件とも農地法第4条第1項の規定による許可申請でございまして、農地法第4条第2項の各号には該当いたしません。皆さんのご審議をよろしく願います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

記 録

議長	<p>それでは、番号1担当の14番委員及び30番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
14番委員	<p>14番委員、事務局の説明どおりです。問題ないと思います。</p>
30番委員	<p>30番委員、問題ないです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 次に、番号2担当の17番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
17番委員	<p>17番委員、特に問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第74号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。 資料の11ページからをご覧ください。 議案第74号「農地法第5条の規定による許可申請について」。譲渡人は計11人です。譲受人が社会福祉法人です。譲受人につきましては、日向市内で福祉施設をされておる法人でございます。今回、園児の遊ぶための広場を造りますということで申請となりました。所在地、面積は、日向市大字日知屋の全20筆で、田の合計が7,183.93㎡となっております。転用の内訳としましては、大きくは多目的広場です。そのほか管理棟、そして駐車場等を備えて、園児が安心して安全に遊べる場を造りたいということで計画されているようです。もちろん園児だけではなくて、地域の方もご利用ができるようにしていきたいということを言われておりました。23日に担当委員と一緒に現地調査に行ってまいりました。田とかの耕作を精力的にされている土地ではございましたが、7,000㎡ほど公園となった場合に、耕作するときには何か不都合とか不便とかないかどうか確認をしたんですけれども、特に耕作するときには不便とか不都合が生じることはない聞いております。また、トイレを造った場合は、合併浄化槽等を設置して、浄化した水を側溝に放流いたします。それ以外はほとんど汚水とかが出ることもありませんし、特にこの場所、もともとが田ですし、雨水等は自然に地下浸透していくという形を取られるということなので、ほかの農地への影響もほとんどないと思われまます。 農地法第5条第1項の規定による許可申請でございますので、農地法第5条第2項の各号には該当いたしませんので、皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、担当の3番委員及び27番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>

- 3 番委員 3 番委員です。この施設の管理者から、以前から相談があっていた物件で、今回全部まとめましたということで申請が上がりました。いろいろと地域の方たちとも相談いたしましたけれども、問題はありません。
以上です。
- 2 7 番委員 2 7 番委員です。ただいま 3 番委員からも説明があったとおりでございます。現地調査にも行ったんですけれども、別に何の問題もないと思われま
す。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はござ
いませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第 7 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による
利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
お手元の資料の 1 7 ページからをご覧ください。
議案第 7 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による利用権
設定に係る農業委員会の決定について」です。
番号が 4 件上がっております。今回、利用権の設定を受ける者はお 1 人で
す。その他、利用権の設定をする者として複数名の方々のお名前が上がって
おります。こちらまたお読み取りください。また、土地の所在地も、日向市東郷町
下三ヶで全 8 筆ほど申請が上がっております。利用権の設定を受ける者につ
きましては、日向市東郷町で 8, 2 0 6 m²ほど経営されている方です。また、期
間は令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日と、1 年間と短いんですけれ
ども、また来年に更新することも可能でございます。今回は、利用権の設定
を受ける者としては、土地を借りて作ってみて、もし耕作がうまくいけば更新
をしたいというお考えだったみたいで、今回の申請となりました。賃借権の
設定でございまして、賃金は 1 0 a 当たり 1 万円です。
農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による申請でございまして、
同法の第 2 項の各号には該当しませんので、皆様のご審議をよろしく願
います。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、5 番委員及び 2 2 番委員から、補足があれば説明をお願いします。
す。
- 5 番委員 5 番委員です。別にありません。
- 2 2 番委員 2 2 番委員です。特にありません。
- 議長 ありがとうございます。

記 録

議長 それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
それでは、ここで一旦休憩いたします。

(休 憩)

議長 会議を再開します。
次に、議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 事務局です。
議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」です。

22ページからご覧ください。

2件上がっておりますけれども、どちらも関連ございますので、まとめて説明させていただきます。

この案件につきましては、11月の定例総会前に、農業振興公社が来て、事業の説明を行った中の一つの特例事業というタイプの事業です。特例事業というのは、もう既に売手、買手が決まっているときに、農業振興公社が間に入ることによって成立する事業でございます。売手の利点としましては、確実に農業振興公社から決まった日にお金が振り込まれる。そして、買手の利点としましては、通常なら登記費用がかかりますが、この事業を利用することによって、登記費用が買手にかからなくて、登記費用とかのお金がかからずに農地を買うことができます。さらに、売手の利点としましては、800万円まで所得税の控除が受けられます。

説明ですけれども、所有権の移転をする者から農業振興公社が日向市美々津町の土地で地目が田、1,091㎡を一旦買います。金額は40万円です。1月21日に、公社が買った後、さらに今度は農業振興公社より所有権の移転を受ける者に農地を売ることとなります、同じ地番を。所有権の移転を受ける者につきましては、日向市で千切り大根等の栽培とかを行っている認定農業者でございます。経営面積も2万2,311㎡と、精力的に農業を行っている方でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でございまして、同法の第2項には該当しない案件でございます。皆様方のご審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
ただいま説明がございました案件について、質疑はございませんか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

記 録

議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 ここで休憩します。</p> <p>(休 憩)</p>
議長	<p>それでは、会議を再開します。 次に、議案第77号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。 議案第77号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」です。 番号の1、利用権の設定を受ける者が宮崎県農業振興公社、土地の所在地が日向市大字塩見で、地目が田、地積が998㎡、利用権の種類は賃借権設定で、始期と終期が令和3年2月1日から令和13年1月31日の10年間で、賃金としましては、この1筆で1万2,000円でございます。この案件につきましては、今年8月に市内で施設野菜をされている方から、この農地についてあっせんが出ておりました。あっせん委員の皆さんのご尽力により、今回農地を貸してくれることになりました。この農地につきましては、この後の報告第54号で、この方が配分を受けるようになっております。またここをお読み取りください。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項には該当しません。皆さん方のご審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいまの説明にありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第78号「非農地証明願いについて」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第78号「非農地証明願いについて」。 27ページをご覧ください。 番号の1、土地の所在地が日向市大字幸脇の2筆で、登記地目は田です。2筆で151㎡、申請人は日向市大字幸脇の方です。昨日、現地調査に担当委員と一緒にしてきました。現地については、自然に発生した雑木林となっております。10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な農地であることを確認しました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。</p>

記 録

- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号1担当の10番委員及び26番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 10番委員 10番委員です。昨日、事務局と、また担当推進委員と行ったんですが、山林化して非農地として判断したところでございます。別に問題ないと思います。
以上です。
- 26番委員 26番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第79号「農地のあっせん申出について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
番号の1、土地の所在地が日向市東郷町山陰で、登記地目が田、現況地目も田です。地積は1,664㎡、所有者が申出人です。申出の理由につきましては、申出人から確認はしましたが、現在、申出人は82歳です。日向市東郷町山陰にご在住です。今まで耕作していた方から農地が返ってきたそうです。もう今年には田は作れないということで言われました。ただ、農地を返されても、申出人82歳と高齢で、自分自身では耕作ができません。また、地区内で借りてくれる方を探したんですけども、見つからなかったとのこと。そのため、農業委員会で借手を探してもらえないかということで、今回あっせんの依頼が来ました。農地の状況ですが、場所は日向市東郷町で、既に基盤整備は終了しております。しかし、湿田のためトラクターでの耕作が難しいということをおっしゃっていただきました。実際に、ぬかった田でトラクターが入り込んだということもあるそうです。事務局からの説明は以上です。
- 議長 ありがとうございます。
それではここで、本日、農地部会が開かれておりますので、部会長より報告をお願いします。
- 農地部会長 議案第79号の農地のあっせんの申出について、本日午後2時から農地部会を行いました結果、農地の状況に基盤整備は終了済み、湿田のためトラクターでの耕作は難しいということでもありますので、あっせんしても、またいろいろトラブル等があるといけないということで、あっせんは受けないということに決定いたしました。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。

議長 ただいま農地部会長から報告がございましたけれども、ただいまの説明につきまして、質疑等はございませんでしょうか。何か妙案とかございましたら。

議長 皆さん、よろしいでしょうか。
 ただいま農地部会長より、あっせんの申出は受け難いということだったんですが、これあくまでも農業委員会にあっせんの申出が来ておりますので、継続もしくは協議をしていただくということで進めさせていただきたいと思っておりますけれども、農業委員の皆さんの意見をお聞きしたいと思っております。
 継続ということによろしいですか。
 はい、どうぞ。

農地部会長 補足します。基盤整備しているのに湿田ということでありましたので、今、河床掘削等で土捨場がないということで、県土木なんかが探しているところがあります。しかし、この面積では約1反6畝、仮に1m上げたときでも1,600㎡、2m上げたときで3,200㎡ぐらいしか入りません。そこにまた今度、田、用排水の設備をしたりすると、またお金なんかもかかってくるかと思っております。そういう説明は農地部会の中でしたんですが、もうあそこは何かトラクターを引き上げる姿をクレーン等で、大分見ている人もいるということでありました。どうしてもその田が作りたいというなら、県土木なんかに行ってそういう申請をすればいけると思いますが、恐らく相当金は自分の個人出しがあるかと思いましたが、一応継続審議にしても構いませんが、恐らくそういう状況でないといけないんじゃないかということで判断いたしました。

議長 貴重な発言ありがとうございました。
 それでは、一旦休憩します。

(休 憩)

議長 それでは、再開します。
 農地部会としては、ただいま発言がありましたように、トラクターがはまり込んだり、もう農地としてはちょっと不適合だという発言がございましたので、ここは一旦、事務局と申出人と継続という形で協議を進めてまいりたいと思っておりますので、ここで農業委員の皆さんの意見をお諮りしましたが、継続という形によろしいでしょうか。
 はい、どうぞ。

番委員 先ほど農地部会長から説明があったように、耕地不能ということで、継続しても構わないですけれども、ある程度一定の期間を持って継続して、最終的には打切りという方向づけでやっていかないと、いつまでも引きずっても、またあっせんのやり方もやってもいいけれども、その地域のあっせんする人あたりでも大変ご苦労なさることだと思うから、ある程度の期限を持って、最終的にはあっせん打切りというふうな方向でやっていったほうがいいんじゃないですか。
 以上です。

議長 ありがとうございました。
 ただいまご意見がございましたが、事務局と、それから地権者とのある程度期限を切った打合せで、そういう形で継続ということによろしいでしょうか。
 それでは、この案件につきましては、事務局及び申出人との協議のために、一定期間継続ということを進めたいと思っております。

- 議長 これはもう採決は要らないですね。
 そういふことで進めますので、よろしくお願ひします。
 それでは、次に、議案第80号「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について」であります。
 それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議についてです。これは昨年もこの場で決議をいただいたんですが、今年も毎年決議をしてくださいというふうに関の農業会議からも依頼が来ておりますので、今年度もまた決議をさせていただきたいと思ひます。
 私が読み上げます。読み上げた後、またお諮りお願ひします。
 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。
 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならぬ。
 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。
 記。
 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
 2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。
 令和2年12月25日。
 日向市農業委員会。
 以上です。
- 議長 ありがとうございます。
 ただいま説明のありました案件につきまして、皆様方からのご質問等はございませんでしょうか。特別ないでしょうか。
 ないようですので、お諮りします。
 賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、議案のとおりとします。
 それでは、以上をもちまして議案の審議を終了いたします。
 続きまして、報告第50号から第54号について、事務局長に報告をお願いします。
- 事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規定による受理通知書の交付についてご報告申し上げます。
 まず、報告第50号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」であります。議案書では33ページです。
 届出の件数は1件。土地は畑1筆で面積は686㎡でございます。転用目的につきましては住宅用地です。

記 録

事務局長 次に、報告第51号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」であります。議案書では36ページです。
届出の件数は5件。土地は田5筆、畑7筆で面積は5,327㎡であります。転用の目的につきましては、資材置場、住宅用地、保育園用地でございます。

次に、報告第52号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。
相続による農地の権利取得の届出でございます。議案書は40ページです。
届出の件数は2件。土地は田が7筆、畑1筆で面積は8,659㎡です。
次に、報告第53号「農地改良届について」であります。議案書では44ページです。
届出の件数は1件。土地は畑1筆で面積は611㎡であります。野菜や果樹を栽培するため、1mの切下げを行うものです。
次に、報告第54号「農地中間管理事業に伴う農地配分計画について」であります。議案書では46ページです。
先ほど議案第77号で農地中間管理機構から配分されるものです。1筆で議案第77号と同じく998㎡です。詳細につきましては、報告第54号別紙をご覧ください。
以上、ご報告申し上げます。

議長 ありがとうございます。
ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
ご意見、ご質問もないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。
本日はご協力ありがとうございました。